

報告第 24 号

丸亀市生涯学習センターの閉館と代替施設等について

丸亀市生涯学習センターの閉館と代替施設等について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 10 月 25 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

生涯学習センターの閉館と代替施設等について

1. 生涯学習センターの閉館について

- (1) 閉館時期 令和 7 年 5 月末
- (2) 理 由 生涯学習センター解体工事契約が令和 7 年 6 月定例会にて議決見込みであること等の理由により、閉館時期を延伸し、施設の有効利用を図るもの
- (3) 施設使用 ギャラリー：令和 7 年 3 月末まで
上記を除く：令和 7 年 5 月末まで

2. 生涯学習センター・ギャラリーの代替施設（(仮) 駅前ギャラリー）について

- (1) 契約期間 令和 7 年 4 月から令和 8 年 9 月まで
- (2) 工事期間 改修工事：令和 7 年 4 月（1 か月間）
撤去工事：令和 8 年 9 月（1 か月間）
- (3) 使用期間 令和 7 年 5 月から令和 8 年 8 月まで

3. 生涯学習センター・貸館（ギャラリーを除く）の代替施設（土居保育所）について

- (1) 管理期間 令和 7 年 4 月から令和 8 年 8 月まで
- (2) 工事期間 令和 7 年 4 月（選挙終了後）から令和 7 年 6 月まで
- (3) 使用期間 令和 7 年 7 月から令和 8 年 8 月まで